

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7 月 6 日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

**広島県公安委員会規則第11号**

**広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則**

広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の2中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。